

大阪市告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月5日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	廃止の期日
桜宮方面 南北16の1号線	都島区中野町5丁目77番の2地から 同 区同 78番地まで (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
桜宮方面 南北16の2号線	都島区中野町5丁目77番の2地から 同 区同 77番の2地まで (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
巽黒崎四条2号線	生野区巽西1丁目378番の10地先から 同 区同 371番地先まで (別紙参考図2参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)